

第2部 基本構想



基本理念

“人と地域が輝き続けるために”次の3つの基本理念を掲げ、今後のまちづくりのすべての施策にわたって大切にする価値観や基本となる考え方を次のとおり定めます。

安心

すべての町民のいのちと暮らしを守り
安心で快適に暮らせるまちを創る

まちを取り巻く環境がいかに変化しようとも、“やすらぎが一番近くにあるまち”を目指し、すべての町民のいのちと暮らしを全力で守ることを最優先にまちづくりを進めます。

あらゆる世代が 心身ともに健康で
心豊かに人生を謳歌できるまちを創る

共生

あらゆる世代が、それぞれのライフステージにおいて、自分らしく仕事や暮らしを愉しみ、地域の中で支え合って生きる。だれもが、はつらつと暮らせるまちを創ります。

つなぐ

若者世代を軸に
次世代につながる 活気あるまちを創る

(様々な自然災害の発災確率の低さから、)“穏やかで、心地よい暮らしができる安住の地”を前面に、住み心地の良さをさらに高め、子育て世代に定住地として選んでいただける、未来へつなぐまちづくりを進めます。

人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち

人口減少、少子高齢化が進み、
世界を震撼させたコロナ禍もあり、
人の暮らし方や働き方が大きく変化し、
求められるまちのあり方も変わってきています。
成熟社会を迎えた現在、これまで以上に、「安全・安心と
人としての尊厳と生きがいを持って、安寧に暮らせること」が
何にも増して求められる時代になってきました。これから和気町は
すべての住民のいのちと暮らしを守ることを一番大切にしながら、
みんなが心地よく暮らせる

“陽だまりのようなまち”

を目指します。

令和 12(2030)年度の目標人口

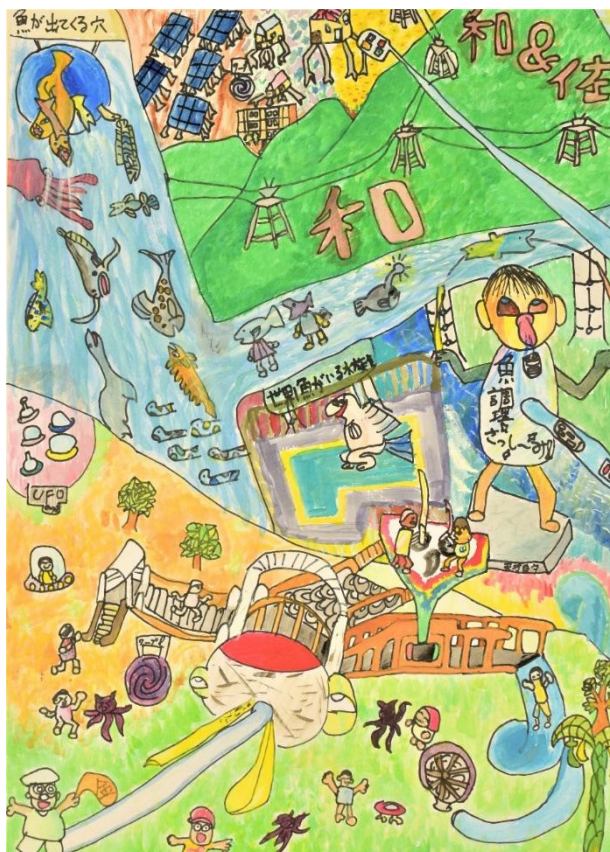
12,500 人

人口ビジョン※に基づき、第2次和気町総合計画（基本構想）の計画最終年度となる令和 12（2030）年における和気町の人口は 12,500 人を目標として設定します。

様々な推計結果から、和気町の人口は、10 年後の令和 12(2030)年には令和2(2020)年の 14,000 人から概ね 11,470 人まで減少するものと予測されています。

総合戦略を推進することによって、人口減少の速度を抑制し、推計値より約 1,000 人多い 12,500 人を目標値とするものです。

「世界に1つしかない自然がある町」 こども絵画コンクール 議長賞(小学生・高学年の部)



佐伯小学校6年 片山 馴太 さん

和気町の未来の姿

1. 全体像

10年後（令和12（2030）年）の和気町は、総人口こそ減少が見られるものの、安全・安心を求める都市部からの若年（20～30代）移住者の増加と、このことに伴う出生率の向上が見られ、世代構成のバランスが好転しています。

令和2（2020）年、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症によるパンデミック※の試練を乗り越え、いのちを守る医療・防災体制と感染症リスクへの対応が整っています。

また、この試練に伴い後期高齢者を含む住民の健康志向の高まりがみられ、健康寿命が長くなり、多くの元気な後期高齢者が、豊富な知識や経験を活かし、現役の支え手、担い手となって、人の役に立ち、地域の発展に資することが生きがい対策となっています。

安全・安心を求めて移住、定住した若年世代を中心に、新規就農者やオンラインワーク※従事者が増加し、自然の中でゆとりある暮らしを楽しむ住民が増えています。このことが、旧来の住民にも良い刺激となり、様々な技能や知識等を求めて新旧住民が活発に交流し、町が活性化しています。

荒廃が進行していた山林、耕地についても地域住民等による適切な保全活動と森林資源の有効活用などにより、かつてと同じ美しい山河、農地の風景が広がっています。

和気ならではの美しい自然や景観自然が観光資源として活かされ、SNSの有効活用や広域連携により、インバウンド※を含めた人の往来が活発になり、片鉄口マン街道※を中心としたサイクリングや和気アルプス※の登山客でにぎわい、地域経済に好循環が生まれています。

2. ひと

(1) 子ども

- Society 5.0 時代真ただ中の令和12（2030）年。和気町の子どもたちは、目まぐるしく変化する社会を自立的に生き、周りの人と協働しながら社会の形成に参画するための資質・能力を確実に身につけています。
- 学校では、多様な願いを持つ子どもたち一人ひとりが大切にされ、一人1台のタブレット端末を必須アイテムとして使いこなしながら、「公正に個別最適化された学び」「創造性を育む学び」が行われています。
- 学校と地域とが目標・ビジョンを共有し、一体となって特色ある教育活動を展開していく「コミュニティ・スクール」※が定着しています。園小中（高）を通して「地域とともにある学校」で学ぶ子どもたちは、地域・郷土に誇りを持つとともに、様々な手段で地域の魅力を発信するなど、他地域との人的・物的交流を行う力を身につけています。
- 人権教育を基盤に「知・徳・体のバランスのとれた教育」が展開される中、自分も他人も大切にできる「豊かな心」をもち、互いに認め合い、支え合い、高め合うことができます。そして、自己理解、他者理解、コミュニケーションスキル、感情のコントロール等のソーシャルスキル※を身につけ、他者と良好な人間関係を築くことができます。
- 今や、東京への一極集中は過去のものとなり、人々の生活スタイルや価値観に大きな変化が生まれるとともに、子どもたちのなりた職業も10年前とは様変わりしました。しかし、「夢」や「目標達成に向かう意欲」は時代を超えても変わらない人生の原動力です。他者（友人や教員、地域住民、世界中の人々）との直接・間接的な関わりの中で、自らの適性に気づき、能力を伸ばしながら、夢に向かって変化の時代を強くしなやかに生きています。

- 和気町で少年、少女時代を過ごした子どもたちは、たとえ和気町を離れても、遠くからふるさと思いを、支え、心のよりどころとするとともに、また帰りたい、町の発展に寄与したいという心情が培われています。

(2) 子育て世代

- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を受けることができます。ボランティア母子サポートサービス※が町内の高齢者などにより構築されており、希望すればすべての子どもが低コストで保育施設を利用でき、安心して働くことができます。
- 町の啓発等により、妊産婦に対する敬愛の精神が芽生え、町ぐるみ、地域ぐるみで出産、子育てを支援する意識が高まっています。

(3) 高齢者

- 本町独自の高齢者の健康寿命延伸施策により、健康保持の意識が高まり、生活習慣の改善が図られ、現役で活躍する後期高齢者の割合が平成時代に比べ、倍増しています。また、在宅医療と介護の連携が円滑になったことから、住み慣れた地域で生涯にわたって、不安を感じることなく、生き生きと心地よい暮らしができています。
- 平成の時代までの後期高齢者と異なって、70歳代でも現役で農業や自営業ばかりでなく、様々な仕事に従事し、稼ぐ人が消費活動を支えています。また、後期高齢者になっても、元気にボランティア活動やゴルフ等のスポーツ活動に勤しんでいる人が多くなっています。
また、子どもや若い世代に様々な技術や知識の提供機会ができており、若い世代は、町を維持するための歴史や伝統を習得し、郷土に対し、ますます愛着を深めるとともに、高齢者はいくつになっても尊厳と生きがいを持って暮らせています。
- 災害時、独居の高齢者世帯や障がい者の世帯等の要支援世帯は、行政区内において、複数の支援者のマッチングが行われています。また、行政区内で、有事に避難する際の避難所運営及び避難者確認ルールが構築されており、誰一人取り残すことのない万全の救援体制が構築されています。
- 団塊の世代※が80代になって、免許返納者が増加し、交通弱者が増えていますが、IoTやAIの技術の進歩により、新たな安全で安心なスマートモビリティ※が確立され、自由な移動が可能になっています。

3. 暮らし・まちの様子

(1) 暮らし

- すべての町民が、地域の中でつながり、互いを尊重しながら助け合って、暮らしています。
- 働き方改革により、リモートワーク、テレワーク等が進化し、働き方や働く場の選択肢が多くなり、若い世代や女性が働きやすい配慮の行き届いた職場が増えています。
- 快適な生活環境のもと、女性や若者、高齢者、障がい者等、すべての町民がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、生き活きと自分らしく暮らしています。
- 災害や犯罪に巻き込まれる不安を感じることなく、穏やかな暮らしができています。
- まちの各地へ移動する手段があり、便利に生活できています。

- まちの自然や歴史、文化が世代を超えて大切に引き継がれ、親しみを持たれています。
- 老若男女共に、気軽にスポーツに親しむ人が増えて、心身ともに健康に暮らしています。
- 大部分の農業従事者の年齢が 80 歳代に達し、農地の荒廃が加速することが懸念されていましたが、スマート農業※の普及による、作業負担軽減や、移住者への圃場貸与制度の創設や園芸作物づくりの推奨などによって、荒廃農地の拡大には至っていません。

(2) まち

- 市街地、集落、通学路とも、まちの灯りが格段に増え、かつての“田舎の夜は暗くて怖い”というイメージは払しょくされています。また、市街地、集落の水路は転落防止の防護柵が設置され、安全度が高まっています。
- 旧来の公共交通に改良が加えられ、自宅までのラスト 1 マイルの補完ができており移動にかかる利便性が大きく向上しています。
- 昭和 40（1965）年～50（1975）年代に集中して整備された公共施設や交通安全施設、街路灯などの耐用年数が集中しましたが、計画的な更新や長寿命化の措置により、対応できています。
- 町で起こりうる災害（ため池、急傾斜地崩壊対策等）の計画的な防災、減災対策※が進み、いつまでも住み続けられる、強さとしなやかさを備えたまちになっています。
- 南海トラフ地震の発生により、町は各地で小規模な土砂崩れや、築年数の古い木造家屋等の一部損壊が見られました。町は、沿岸部や近接都市の企業等のテレワーク臨時オフィスとして、遊休施設の提供により貢献しています。
- 町の辺縁部（の集落コミュニティ）まで、移動販売車が運行しており、品物を選んで買える、買い物の楽しさを味わうことができます。
- 公共施設が適切に（統合）配置され、すべての町民が健康で文化的な生活を享受しています。
- 町内の主な 1、2 級河川の河床が土砂の堆積により、豪雨時に洪水の発生が懸念されていましたが、国県の計画的な浚渫工事の実施により、安全が保たれています。
- 山林等に隣接する町道等の上空へ樹木が張り出し、通行の障害となりつつありましたが、計画的な伐採等の実施により、安全が保たれています。
- 国道、県道等の沿道へ町花、町木に指定されている桜、藤が計画的に植栽されるとともに、町民の住宅へも、苗木の配布事業により、植栽が進められ、「桜と藤の町」の P R により、内外に広く認知されています。
また、片鉄口マン街道には、桜、藤のほか、四季を彩る樹木や草花が計画的に植栽され、サイクリングやウォーキングの名所として町内外の人に利用され、県内有数のサイクリングコースとして親しまれています。

財政の見通し・土地利用の基本方針

1. 財政の見通し

人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保に最大限努めるとともに、事業の選択と集中を図り、歳出を最大限抑制する取組が必要となります。

歳入では、町民税を中心とする地方税は、人口急減による労働人口の減少に加え、コロナ禍の影響により今後減収が予想されます。また、普通交付税の合併算定替の終了、合併特例債の発行が令和7（2025）年度に終了となり、国からの手厚い財政支援もなくなる予定です。国庫補助事業の活用、自主財源の確保、使用料の見直しによる適正な受益者負担の推進などの財源の確保策を講じていく必要があります。

歳出では、超高齢社会を迎えることによる社会保障費のほか、公共施設や都市基盤施設の老朽化の進行により維持管理費及び更新費用など財政需要の増大は避けられない状況となっています。インフラ施設の長寿命化対策による投資的経費の平準化、費用対効果による事務事業の見直し、適正な人員管理など、歳出の抜本的改革を図っていく必要があります。一方、本町の歳出の特徴として、上下水道や光ファイバー等の主要インフラはすでに町内全域をカバーしているとともに、これらの償還金もピークアウトしつつあります。

今後、第2次和気町総合計画の施策を着実に推進するためには、上記に掲げた財政運営の効率化を継続的に進めることで、歳入・歳出改革を徹底することが不可欠となります。

※なお、分析にあたっての各種推計値等については、第4部前期基本計画第8章長期財政見通しに掲載しています。令和3（2021）年度から12（2030）年度までの財政推計を行っています。

「自然豊かな和気」 こども絵画コンクール 教育長賞(小学生・高学年の部)



佐伯小学校6年 松島 種夏 さん

2. 土地利用の基本方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地は、限りある貴重な資源であり、私たちの生活や産業活動の土台となっています。このため、自然環境との共生や景観の保全、安全性を前提として、開発等は必要最小限に抑えながら活力創出の拠点となるところには積極的な投資を行うなど、メリハリのある土地利用に努めるとともに、コンパクトで合理的な土地利用を推進します。

(2) 土地利用の基本方針

① 定住人口確保のための土地利用の推進

生活利便性の高い都市計画用途地域^{*}周辺や、旧町中心地を中心として、低未利用地を活用し、住宅地の整備や、民間活力の誘導、生活環境の充実を図ることで、快適で暮らしやすい住環境を創出します。また、新しい住民を呼び込むための付加価値の高い住環境の整備や企業誘致などにより、定住促進につながる取組を進めます。

② 人口減少を考慮した土地利用への政策転換

各地域・地区のバランスを考慮しつつ、公共施設の効率的な配置等、都市機能を拡散からコンパクト化へシフトチェンジし、人口減少を視野に入れた土地利用を進めます。

③ 自然災害リスクを考慮した安心して暮らせる基盤の形成

災害リスクの高い区域における都市部土地利用の制限を検討するとともに、災害に備えたハード対策とソフト対策による被害を最小限に抑える取組を行います。

イ) ハード施設の整備による防災・減災対策、インフラの戦略的な維持管理

水害、土砂災害等の災害リスクの高い地域におけるハード施設の整備を進めるとともに、施設の老朽化に対応するため、戦略的な維持管理を進め、現在のインフラを効率的、効果的に活用します。

ロ) 災害リスクの情報提供と土地利用の誘導等

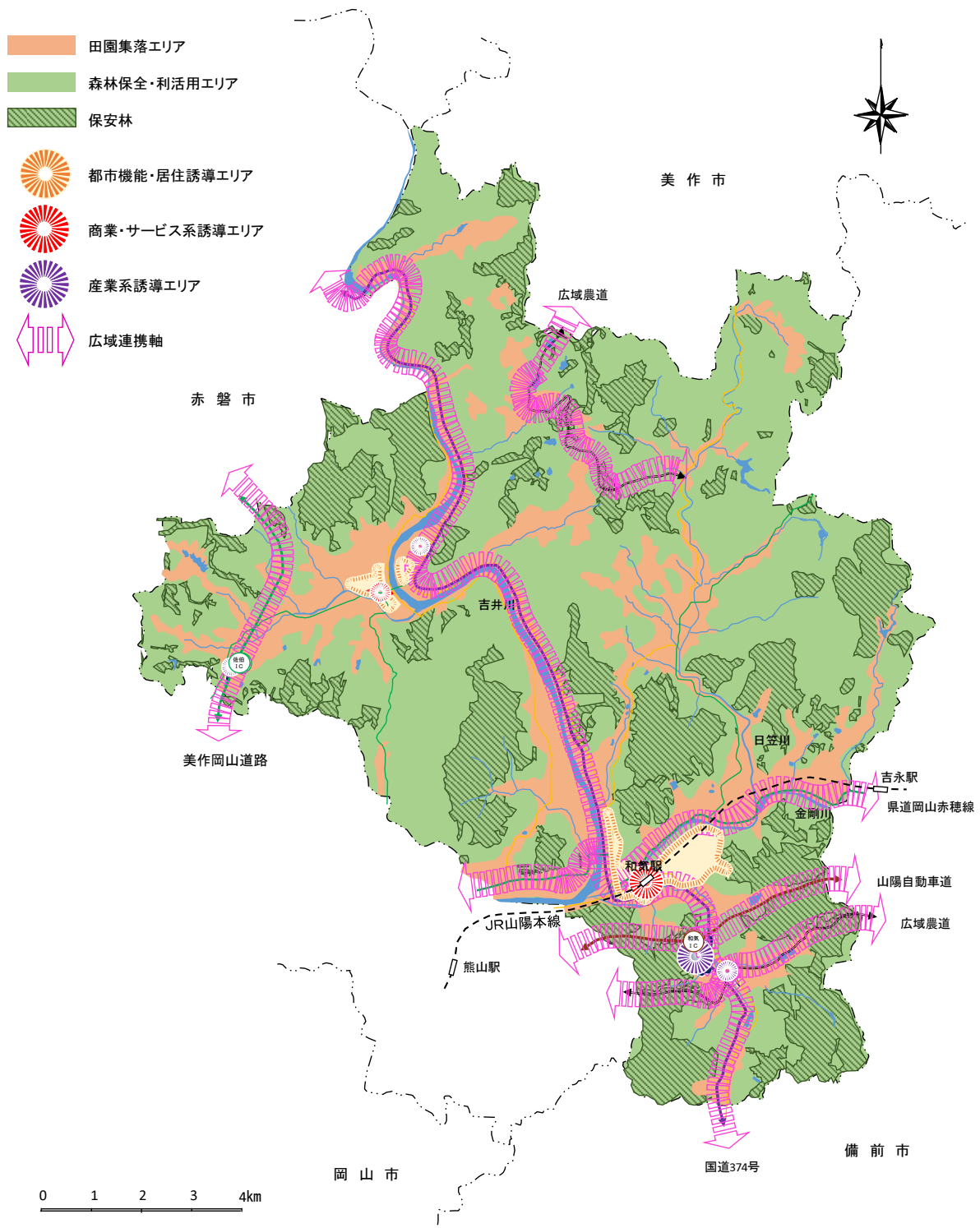
大規模自然災害をハード整備により、すべて防ぎきることは困難であることから、災害リスク情報をより分かりやすく伝えることで土地利用の誘導や的確な避難行動へのインセンティブ^{*}とします。

④ 豊かな自然環境・美しい景観の保全・再生・活用

次代へ継承すべき、かけがえのない自然環境や自然条件を有する地域を核として、里地里山の良好な保全や、再生可能な資源の循環的な利活用を図りながら、自然環境の保全・再生を進め、自然と共生した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。

また、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす侵略的な外来種への対策や鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人の活動との共生を図るとともに、自然の有する防災や水質浄化などの力を積極的に利用して、施設整備や土地利用を進めるグリーンインフラ^{*}の取組を進めます。

<土地利用構想図>



“人と地域が輝く”まちづくりの柱(施策の大綱)

第2次和気町総合計画の将来像「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」を実現するため、7つの柱を掲げ、世界各国が推進する持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえて、第2次総合計画の目標や施策を立案し、取組を推進します。

基本目標1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】

安全・安心はまちづくりの基本であり、すべての町民の共通の願いです。安全・安心があってこそ“人と地域が輝く”ことを踏まえ、かけがえのない町民のいのちを守る政策を最優先に、自助・共助・公助による防災・危機管理対策の充実強化により、大規模な災害に見舞われてもすべての町民のいのちを守り、しなやかに復旧する“レジリエント※なまちづくり”を進めます。また、安全安心の視点ばかりでなく、美しい景観や水と緑に恵まれた豊かな環境を将来に継承し、貴重な財産である自然景観を維持していくため、緑の保全と市街地緑化の推進を図り、和気町ならではの魅力を感じられるまちづくりを進めます。

また、防犯・交通安全対策等の強化により、町民の生活不安をなくし、安全・安心でやすらぎが実感できるまちを創ります。



基本目標2 変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち【教育・文化】

次代を担う子どもたちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましく、しなやかに生きる力を育むため、個別最適化された学び、創造性を育む質の高い学びが展開できるよう、ICTを軸とした学習環境や教育環境の整備を進めます。

また、すべての町民が生涯にわたって、生きがいを持ち、豊かな心で生活していくためには、自ら学び、楽しみを見出すことが必要です。そのため、様々な町民のニーズに応える環境づくりとして、学びたいときに学び、成果を活かす場づくりに取り組みます。

さらに、町の歴史にふれ、広める活動や文化活動への参加機会の充実に努め、これらの活動を通じた交流を促進するとともに、だれもが気軽に参加し、楽しむことができるスポーツ、レクリエーション活動を推進し、健康づくりだけでなく、町内外の人との交流や仲間づくりの機会を設けることで、まちの活性化につなげていきます。



基本目標3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】

新型コロナウイルス感染症対策について、新たな感染拡大が到来することを想定し、ウィズコロナ※の視点で、「新しい生活様式」※の普及啓発をはじめ、感染予防対策の徹底と拡大を可能な限り抑制し、町民のいのちと健康を守ります。

子育て中の不安や悩みが解消され、地域の中で、安心して楽しく子育てができるように、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確立します。

“人生100年時代※”といわれる中、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らすことができるようにします。また、健康管理や病気の予防に関する正しい知識と情報を持ち、町民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができるまちを目指します。



基本目標4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】

町民一人ひとりが、互いの多様性※や能力を認め合い、尊重し合う意識を醸成することで、すべての人が人として、尊重される地域社会の創造を目指します。また、町民一人ひとりが、「個」を尊重し、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現をはじめとして、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる“包摂的な社会”※の実現を目指します。



基本目標5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】

本町は、豊かな水や緑と調和した先進的なインフラを備えるとともに、周辺都市とのアクセス性にも優れています。良好な環境と交通利便性を併せ持つ優位性を活かし、さらに安全で住み心地の良いまちを目指します。また、超高齢社会の到来による運転免許返納者の急増に備え、だれもが安心して円滑に移動できるまちを実現するため、公共交通の更なる充実に努めます。

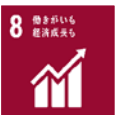


基本目標6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】

まちの活力を維持、向上させるためには、農林業や商工業、サービス業など、様々な産業の均衡ある発展が必要です。既存産業が保有する技術を継承しながら、新たな商品やサービスの創造に取り組むことができる環境の整備を図ります。また、農林業や商工業の関係団体との連携により、事業者の経営基盤強化を図るとともに、円滑な事業承継や起業・創業の支援、企業誘致等に取り組み、若い世代を中心としたＵＩＪターンを促進します。

さらに、循環型システムの確立に向け、高付加価値作物の導入支援や、担い手への農地の集積、新たな技術を活用したスマート農業の実現等に係る取組や、環境保全型林業の振興に係る取組を関係団体との連携により推進します。

観光においては、地域資源の魅力を最大限に引き出し、効果的な情報発信により、国内外からの交流人口の増加を図り、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを推進します。



基本目標7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】

少子高齢化の急速な進行による本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症のまん延、大規模自然災害の頻発などにより、経済の縮小と税収等の減少が見込まれる中であっても、地方公共団体は、町民のニーズを的確に捉え、町の特性を生かしながら、複雑多様化する諸課題の解決を自らの判断と責任において取り組んでいく必要があります。

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する町民ニーズに対応し、町役場が地域の主要サービス業であるという認識を持って、町民の視点に立ったサービスに努めます。

また、効果的で効率的な行政運営を常に点検し、改善するとともに、近隣自治体等との積極的な連携や機能分担による、共通する様々な行政課題に取り組めます。



計画推進の基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中が歴史的な危機に直面する中、我が国は、人口急減・超高齢社会に突入するなど、これまで経験したことのない、時代の転換点に直面しており、これからの10年間は本町において、未来を左右する重要な局面といえます。本章では、こうした難局に立ち向かい、町全体で将来像を実現するための基本的な姿勢を示します。

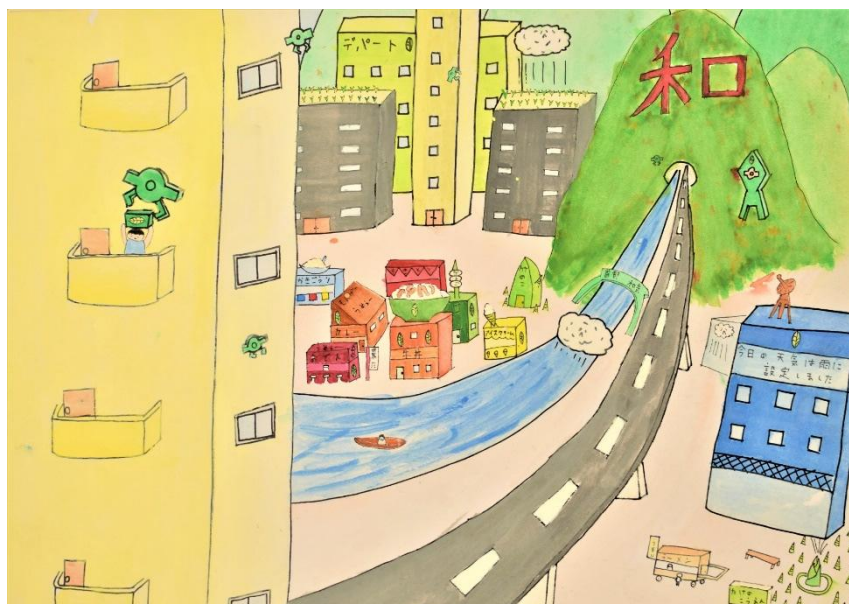
1. 持続可能な行政経営（施策、事業の選択と集中）

予測を上回る速度で進行する人口減少・少子・超高齢化は、町にとって税収が減少する一方で、社会保障費の支出が増大するなど、地方行財政に深刻な影響をもたらすとともに、働き手の不足による町の活力の低下から、更なる行財政運営の悪化を招くといった負のスパイラルに陥ることが懸念されています。このような事態を回避するため、多様な行政サービスは維持しつつ、地方自治体の最大の使命である、住民の“いのち”を守ること、そして活力あふれる持続可能な地域社会を維持するため、住民の健康寿命の増進と若い世代を誘引するための施策を重点的に実施し、町の人口構成の均整化を図り、様々な“担い手”の確保や税収の安定化などの好循環を生み出すこととします。

2. 参画と協働のまちづくりの推進

本町では、これまでも「和気町助け合いのまちづくり条例」の趣旨に則り、パートナーシップを築いて協働社会の構築に努めてきました。令和7（2025）年には、国民の4人に1人が75歳以上になるとともに、地域社会の担い手となるべき世代が急速に減少する見込みとなるなど、社会保障費の急増や、地域社会の活力低下が懸念されます。このような中であって、公共サービスを維持し、まちの魅力を高めていくために、町政情報を積極的に公開し、住民や各種団体、企業、学校、行政など、まちづくりを担う各主体が同じ目線で、地域課題の解決のために協働・連携して、取組を進めることができるように努め、町条例に謳う「人情あふれ、活力に満ちた住みよい和気町」の実現を目指します。

「ドローンの発展した和気」 こども絵画コンクール
町振興計画審議会会長賞(小学生・高学年の部)



佐伯小学校6年 関根 葉一 さん

3. 総合計画の進行管理について

第2次総合計画の実効性を担保するため、計画に記載している主要プロジェクト及び個別施策・事業で定めた目標の達成状況を検証し、その結果を事業の実施方法の改善等に反映させることで、取組の成果を最大化するためにPDCAサイクル※を構築し、計画の進捗管理を行います。このため、前期基本計画を構成する主要プロジェクト（第2期まち・ひと・しごと・創生総合戦略）及び個別施策に指標を設定し、目標を数値で表しています。

なお、社会情勢の変化や制度改正等、さらには目標値の達成状況等を勘案し、最適な指標や目標値への変更を検討することとします。

総合計画に掲載されている施策・事業を適切に実施するため、進捗状況の進行管理の具体的な仕組みを構築する必要があります。実施計画については、毎年内部での進捗状況の評価、事業改善・計画見直し、計画の再作成を行います。令和5（2023）年度には、外部委員による審議会を設置するとともに、パブリックコメントを実施し、社会情勢を反映した計画となるよう進捗状況を管理します。また、令和7（2025）年度には、町民の満足度を確認するためアンケートを実施し、行政の取組状況を踏まえて、「目指す将来像」にどれだけ近づいているか総合的な評価を行います。

（1）基本的な進行管理について（PDCAサイクル）【令和3～4年度】

【PDCAサイクル】

◆P(Plan=計画) 総合計画(総合戦略)の策定

振興計画審議会を設置し、総合計画（基本構想・前期基本計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略））を策定するとともに、各年度において実施計画を策定し、具体的な取組や事業を示します。

◆D(Do=実行) 取組・事業を町民・町の協働で実行する

町は、基本構想に謳う町の将来像や基本計画における基本目標の実現に向けて、取組・事業を実行するとともに、町民や地域、関係団体、事業者などまちづくりに関わるすべての主体が連携し、それぞれの役割を担うことで、協働して取組・事業を実行します。

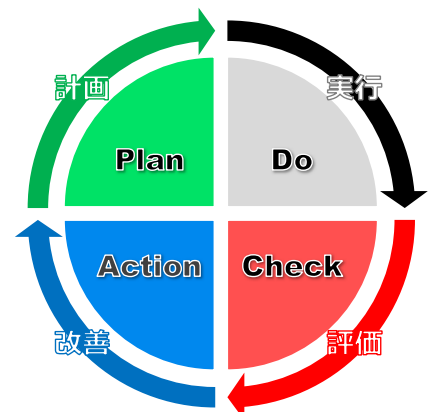
◆C(Check=評価・検証) 客観的な行政評価・検証の実施

実施した取組・事業について、行政内部での評価を行うとともに、町民や各種団体、学識経験者などで構成する附属機関（有識者会議）等を設置し、多様な視点・立場から計画の進捗状況や効果を検証します。

◆A(Action=改善・見直し) 次年度の取組・事業や実施方法を改善する

政策・施策の達成状況や取組・事業の進捗状況、住民アンケートに基づく町民の意向、附属機関（有識者会議）等における意見等を踏まえ、次年度における行動計画の策定や施策の実施方法の見直し・改善を行います。

【PDCAサイクルイメージ図】



（2）外部委員による評価・検証について【令和5年度】

令和5（2023）年度には、審議会委員による検証を行い、内部評価と併せて外部評価による進捗状況の検証を行います。併せてパブリックコメントを実施することにより、町民の意向を踏まえた実施計画となるよう計画の改善を行います。

(3) 後期基本計画の策定に向けての評価・検証について【令和7年度】

令和7（2025）年度には、後期基本計画の策定準備に取り掛かり、計画を構成する基本的な単位である46の基本施策の検証を行います。総合計画審議会を開催し、担当部署が作成した内部評価シートを基に、審議会委員による評価を取り入れます。また、住民アンケートを実施し、各分野の事業に対する町民満足度を把握し、計画策定に反映させます。

【進捗状況の評価の方法】

住民アンケートに基づく「町民満足度調査」と、定量的・客観的で分かりやすい「客観指標評価」を用いて、両面から基本計画の進捗状況の評価を行います。

① 町民満足度調査

基本計画における各分野の「施策目標」の現状について、町民がどのように感じているかを尋ねる、町民満足度調査を実施し、その結果に基づいて5段階評価を行います。

② 行政の客観指標評価

基本計画の46の分野に掲げている「施策目標」に実現に向け、達成度を測る指標を設定しています。各担当部局において設定した目標の達成状況から自己評価を行います。

③ 総合評価

①町民満足度調査と、②行政の客観指標評価を踏まえ、「施策目標」にどれだけ近づいているか5段階評価を行います。

④ 総合計画審議会の意見

事前に行政内部で検証分析した内部評価を基に、審議会において分析結果を諮り、最終的な進捗状況の評価を行います。

<具体的スケジュール>

月	(1)令和3(2021)～4(2022)年度	(2)令和5(2023)年度 外部委員評価による計画改善	(3)令和7(2025)年度 外部委員評価による計画改善 及び町民満足度調査の反映
4月	事業実施 (Do)		
5月		行政内部で進捗状況の評価 (Check) パブリックコメントの実施	行政内部で進捗状況の評価 (Check) 住民アンケート実施
6月		行政内部で進捗状況の評価、 パブリックコメントのとりまとめ	行政内部で進捗状況の評価、 住民アンケートのとりまとめ
7月	有識者会議による総合戦略評価 (Check)	総合計画審議会での評価の検証 (Check)	
8月			
9月	行政内部で進捗状況の評価 (Check)	総合計画審議会での評価の検証とりまとめ	
10月		実施計画の見直し (Action)	後期基本計画の見直し (Action)
11月	事業改善・見直し (Action)	総合計画審議会での計画の検証 (Check)	
12月		総合計画審議会での計画の検証とりまとめ	
1月	実施計画の再作成 (Plan)	実施計画の再作成 (Plan)	後期基本計画の再作成 (Plan)
2月			
3月			